

金沢市物価高騰緊急対策福祉施設等食材料費補助金について

金沢市介護保険課

1. 趣旨

物価高騰に対する緊急対策として、本市の介護サービス事業所等に対し食材料費等に係る補助金を交付します。

2. 対象事業所・補助金額等

・補助対象者は、令和6年12月1日時点（基準日）で、介護保険法等に基づき金沢市内に所在する事業所等を運営する事業者とします。

・令和6年10月1日から令和7年3月31日までの期間に係る食材料費等について補助金を交付します。

※食材料費等とは、食材料費や給食委託費などの食事提供にかかる費用をいいます。

・補助金の額は事業所等ごとに下表に掲げる補助単価に定員数（令和6年12月1日時点）を乗じた額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とします。

入所系施設：6,600円×定員数（令和6年12月1日時点の泊りの定員数）

通所系施設：3,300円×定員数（令和6年12月1日時点の通いの定員数）

・補助金の交付申請等は、運営法人単位です。

※交付要綱に基づく事業所種別

区分	補助対象施設等	補助単価
介護サービス事業所等	・通所介護（基準緩和型を含む。）を行う事業所 ・通所リハビリテーションを行う事業所 ・地域密着型通所介護を行う事業所 ・認知症対応型通所介護を行う事業所 ・小規模多機能型居宅介護を行う事業所（通い） ・看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所（通い）	3,300円
	・短期入所生活介護（特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームの空きベッドを利用して行うものを除く。）を行う事業所 ・短期入所療養介護を行う事業所 ・小規模多機能型居宅介護を行う事業所（泊り） ・看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所（泊り） ・介護老人福祉施設（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）第2条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第50条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設（以下「	6,600円

	<p>一部ユニット型指定介護老人福祉施設」という。)を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（一部ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）を行う事業所 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・認知症対応型共同生活介護を行う事業所 ・老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム ・老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム ・老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅 	
--	--	--

【注意事項】

- ・以下のように同一所在地で一体的にサービスが提供されている場合は、合わせて1事業所とします。
 - ◇指定介護予防サービス・介護予防型サービス・基準緩和型サービス
- ・基準日に運営を休止している事業所（やむを得ない理由がある場合は除く）、指定の取消し等の処分を受けている事業所等は対象外です。
- ・障害福祉サービスの指定を受けている事業所については、市障害福祉課でも同様の補助を実施していますので、そちらでご申請ください（本補助金の対象とはなりません）。

3. 申請手続

申請者は事業所等ではなく、運営法人です。複数の事業所を運営する法人はとりまとめてご提出ください。

(1) 申請方法

電子メールにて申請書と添付書類を提出してください。

宛 先 : 金沢市役所 介護保険課 企画庶務係
 アドレス : kaigo_shinsei@city.kanazawa.lg.jp
 メール件名 : 「食材料費補助申請（法人名）」

(2) 申請に必要な書類の入手方法

↓金沢市ホームページからダウンロードできます。

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/gyomuannai/1/1/4/25908.html>

(3) 申請書類と添付書類

- ①申請書（記載例を必ずご確認ください）

②添付書類

食材料費等実績額の支出が確認できるもの

(令和6年10月1日～令和7年3月31日分)

例) お弁当や給食委託費等に関する領収書や食材購入のレシート
通帳の写しの場合は明細の分かる納品書や請求書等も添付

※領収書(写し)など支払金額及び支払い済みであることが確認できる書類については、対象経費の額を確認するため、**マーカ―やメモ書き等で該当箇所の明示**をお願いします。特に、対象外のものが混ざっている場合にはご注意ください。

③請求書

(4) 申請書の審査

- ・申請書の内容について、担当課から連絡する場合がありますので、その際にご協力をお願いします。
- ・申請書の審査の結果、補助金の支給が決定した場合は、電子メールにて交付決定通知書を申請者へ送付します。

(5) 補助金の支払い

申請受付けから支給までは2か月以内を予定しています。2か月经過しても振り込みがない場合はお問い合わせください。

4. 申請期間

令和7年3月31日まで (※電子メールでご提出ください)

5. 関係書類の保存について

当該補助金に係る関係書類(電子データを含む)は、5年間(令和12年3月31日まで)の保管をお願いいたします。

6. お問い合わせについて

電話でのお問い合わせは、混み合う可能性がありますので、可能な限り電子メールでお寄せくださるようお願いいたします。

(問い合わせ先)

金沢市介護保険課 企画庶務係

電話番号 076-220-2264 F A X 076-220-2559

電子メール kaigo_shinsei@city.kanazawa.lg.jp